## 部が直接統括する分野別委員会合同分科会の設置について

## 合同分科会の名称:第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会

| 1 | 担当部及び関 | 第一部   |
|---|--------|---|
|   | 係委員会名  |   |
| 2 | 委員の構成  | 20 名以内の会員又は連携会員   |
| 3 | 設置目的   | 日本学術会議は、かねてから人文・社会科学を含む学術の総合的発展の重要性を強調してきたが、とりわけ前期の末には、科学技術基本法が改正されて科学技術・イノベーション基本法になるとともに、旧法に盛り込まれていた「人文科学のみに係るものを除く」という但書が削除され、現在策定中の第6期科学技術・イノベーション基本計画における人文・社会科学の位置づけも大きく変わろうとしている。かかる事態は、これまでの人文・社会科学のあり方とは異なる局面を現出させ、日本における人文・社会科学を支える基盤とあわせてその役割にも関わる多大の影響をもたらす可能性がある。第25期の本分科会では、このことを念頭に、人文・社会科学の役割とその振興に関する諸課題を広く多角的に審議する。 |
| 4 | 審議事項   | 1.科学技術・イノベーション基本法体制下での人文・社会科  |
|   |        | 学のあり方とその役割に関すること  |
|   |        | 2.人文・社会科学の振興に関すること  |
| 5 | 設置期間   | 令和2年10月29日~令和5年9月30日  |
| 6 | 備考     | ※事実上の継続   |